

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月22日（金）第3377号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 | （社会福祉課取扱い） | 1 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件） | （社会福祉課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更（2件） | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件） | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○道路の区域の変更（2件） | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○道路の位置指定 | （大島支庁取扱い） | 5 |

公 告

- | | | |
|----------|------------|---|
| ○落札者等の公告 | （免許管理課取扱い） | 6 |
|----------|------------|---|

警 察 本 部 告 示

- | | | |
|----------------------------|----------|---|
| ○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報 | （警務課取扱い） | 6 |
|----------------------------|----------|---|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1201 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年7月16日鹿児島県告示第1220号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 1202 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施業機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
蒲ヶ原咲乃	Physical Studio HArT. 始良市西餅田3554-4	平成29年 9月30日	柔道整復
椿文洋	Physical Studio HArT. 始良市西餅田3554-4	平成29年 9月30日	柔道整復

鹿児島県告示第1203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
かもめ薬局	西之表市鴨女町95番	平成29年9月1日
幸南クリニック	指宿市西方6733番地	平成29年10月1日
漢方薬局どんぐりとネコ	霧島市国分中央四丁目17-24	平成29年10月1日
ぶどうの木調剤薬局	始良市加治木町木田1957番地2号	平成29年10月1日
ヘルシー薬局西餅田店	始良市西餅田561-1	平成29年10月1日
訪問看護ステーションリカバリ	霧島市隼人町住吉56番地	平成29年8月14日

鹿児島県告示第1204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	デイサービスももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	平成29年 4月1日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社ももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	ヘルパーステーションももちゃんち	霧島市隼人町松永657番地	平成29年 4月1日	訪問介護、介護予防訪問介護
株式会社ライフクリエイト	鹿屋市西原二丁目34番21号	株式会社ライフクリエイト訪問介護事業部	鹿屋市西原二丁目34番21号	平成29年 7月1日	訪問介護、介護予防訪問介護
有限会社あかり	熊毛郡南種子町平山1598番地1	小規模多機能ホームあかり	熊毛郡南種子町中之下1858番地1	平成29年 5月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防

					小規模多 機能型居 宅介護
--	--	--	--	--	---------------------

鹿児島県告示第1205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
山田健一	かしま整骨院 出水市上知識町220番地	平成29年 9月18日	柔道整復
中西一郎	中西整骨鍼灸院 曾於郡大崎町神領2133-3	平成29年 9月22日	柔道整復
中西一透	中西整骨鍼灸院 曾於郡大崎町神領2133-3	平成29年 9月22日	はり、きゅう、 柔道整復
中野真次	弥五郎整骨院 曾於市大隅町中之内8842-28	平成29年 10月23日	柔道整復
蒲ヶ原咲乃	Physical Studio HArt. 始良市平松7227	平成29年 10月1日	柔道整復
椿文洋	Physical Studio HArt. 始良市平松7227	平成29年 10月1日	柔道整復

鹿児島県告示第1206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）ムチャカナ地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年12月25日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農道整備（旧：過疎基幹農道整備）（農道整備）五ラン大原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年12月25日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第1208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（特殊農地保全）梶ヶ野東迫地区東迫1換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年12月25日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第1209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）福山地区金碓段換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年12月25日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第1210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備岡崎地区の換地計画に係る換地処分を、平成29年12月5日に行った。

平成29年12月22日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院蒲生溝辺線	霧島市溝辺町麓字内門2601番1地先から2601番3地先まで	前後	32.0～36.4	20.3
				30.4～34.2	20.3

鹿児島県告示第1212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町宮崎字白糸原780番1地先から同市金峰町宮崎字城之岡817番1地先まで	前後	14.5～41.0	24.5
				15.0～38.0	24.5

鹿児島県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年12月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町宮崎字白糸原780番1地先から同市金峰町宮崎字城之岡817番1地先まで	平成29年12月22日	

大島支庁告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年12月22日

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	大島支庁長 鎮寺裕人		
		指 定 道 路	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年11月24日	大阪府泉大津市千原町二丁目1番17号 榮廣樹	大島郡徳之島町亀津字混岸5106番3	41.96	6.00～6.20

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年12月22日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 大山秀樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
運転者管理システム用端末機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
119,880,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年9月22日

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第3号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により，簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

平成29年12月22日

鹿児島県警察本部長 河野真

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察職員（技術職員）採用試験	総合得点，総合順位及び種目別得点（第1次試験については，不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から起算して1月間	鹿児島県警察本部